



(公 印 省 略)

4こサ第1633号
令和4年10月25日

関係者各位

久留米市長 原口 新五
(子ども未来部子ども子育てサポートセンター)

ヤングケアラー相談・支援窓口の開設について

時下 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、久留米市における子ども・子育て支援の取組には、ご理解いただき誠にありがとうございます。

さて、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が及ぶことから、本市においてもヤングケアラー支援は重要な課題となっています。

ヤングケアラーのいる家庭は、家族が抱える様々な課題が関係し、複合化する傾向にあるため、その支援にあたっては、多機関・多職種が連携し、役割分担しながら、包括的に支援をする必要があります。

このため、当事者やその家族又は関係機関などからの相談を受け、支援の調整を担うことを目的に、下記のとおり専用の相談・支援窓口を設置しますので、関係者の皆様方のご協力をお願いいたします。

記

1 開設日

令和4年11月1日(火)

2 設置場所

市役所本庁舎16階 子ども子育てサポートセンター内

3 相談の対応日時

- (1) 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く)
- (2) 8時30分から17時15分(木曜日は19時まで)

小郡三井医師会より

広報担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

4 相談の方法

対面、電話、電子メールにて相談員が対応します。

電 話	【家族・関係機関など】	0942-30-9302
	【当事者(子ども) 結らいん】	0120-870-552 (フリーダイヤル)
電子メール	【家族・関係機関など】	kokosapo@city.kurume.lg.jp
	【当事者(子ども) 結らいん】	youiline@city.kurume.lg.jp

5 相談・支援窓口での対応内容

こども子育てサポートセンターでは、ヤングケアラーを支援につなげるため、次のことを行います。

- (1) ヤングケアラー、その家族や関係機関などからの相談対応
- (2) 面談などによるヤングケアラーの心理面のサポート
- (3) 関係機関などへのヤングケアラー支援に関する助言
- (4) 介入同意がある場合は、家庭状況を整理し、必要な医療・福祉サービス導入へのつなぎ
- (5) 個別の関係者会議を開催するなど他関係機関・事業者・団体による連携や役割分担の調整

6 周知・啓発

ヤングケアラー問題に対する認知度向上を目的に、令和4年度は次のことを行います。

- (1) ヤングケアラー相談・支援窓口のチラシの配布
- (2) 市民講座の開催（令和5年2月開催予定）
- (3) ヤングケアラー当事者向けのリーフレット配布

7 多機関・多職種による連携・役割分担に向けての取組

ヤングケアラーのいる家庭を包括的に支援することを目的に、関係機関などが連携・役割分担できるように、令和4年度は次のことを行います。

- (1) 支援者向けに研修会の開催（令和5年1月開催予定）
- (2) 支援者向けに「(仮称) ヤングケアラー支援の手引き」の配布

【お問い合わせ・連絡先】

久留米市 子ども未来部

こども子育てサポートセンター

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3

電話 0942-30-9302

電子メール kokosapo@city.kurume.lg.jp

【事業担当】 梶島、深町

【相談員】 深町、伊藤、下川、山口

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている